

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)(抄)

改正案	現行
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〜三十 (略)</p> <p>三十一 削除</p> <p>三十二〜四十九 (略)</p> <p>五十 削除</p> <p>五十一〜六十一 (略)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〜三十 (略)</p> <p>三十一 食道がんの根治的治療がなされた後の難治性の良性食道狭窄<small>きょう</small>に対する生分解性ステント留置術 食道がんの根治的治療がなされた後の難治性の良性食道狭窄<small>きょう</small>(内視鏡による検査の所見で悪性ではないと判断され、かつ、病理学的見地から悪性ではないことが確認されたものであって、従来の治療法ではその治療に係る効果が認められないものに限る。)</p> <p>三十二〜四十九 (略)</p> <p>五十 内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下腎部分切除術 腎がん(長径が七センチメートル以下であって、リンパ節転移及び遠隔転移していないものに限る。)</p> <p>五十一〜六十一 (略)</p>